

平成29年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成29年第2回定例会記録

おいらせ町議会 平成29年第2回定例会記録				
招集年月日	平成29年6月1日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成29年6月1日 午前10時07分 議長宣告			
散 会	平成29年6月1日 午前11時33分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	総 務 課 長	倉 舘 広 美
	分庁サービス課長	松 林 政 彦	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿
	まちづくり防災課長	田 中 貴 重	税 務 課 長	赤 坂 千 敏
	町 民 課 長	澤 田 常 男	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦
	介 護 福 祉 課 長	小 向 仁 生	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸
	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠
	会 計 管 理 者	北 向 勝	病 院 事 務 長	小 向 博 明
	教育委員会教育長	福 津 康 隆	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	選挙管理委員会事務局長	倉 舘 広 美	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松
	農業委員会事務局長	西 舘 道 幸	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
	監査委員事務局長	中 野 重 男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	谷地由美子		
町長提出議案の題目	1 報告第5号	専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額の決定について）		
	2 報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について）		
	3 報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）		
	4 報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）		
	5 報告第9号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）		
	6 報告第10号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）		
	7 報告第11号	専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について）		
	8 報告第12号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について）		
	9 報告第13号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）		
	10 報告第14号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）について）		
	11 報告第15号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について）		
	12 報告第16号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について）		
	13 報告第17号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について）		
	14 報告第18号	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第4号）について）		
	15 報告第19号	平成28年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について		
	16 報告第20号	平成28年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	17 議案第35号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	18 議案第36号	おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
	19 議案第37号	消防ポンプ自動車（下田第8分団）購入契約の締結について		
	20 議案第38号	学校給食センター外構工事請負契約の締結について		
	21 議案第39号	町民プール施設建築工事請負契約の締結について		
	22 議案第40号	町民プール施設機械設備工事請負契約の締結について		
	23 議案第41号	平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について		

	24 議案第42号	平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
	25 議案第43号	平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議員提出 議案の題目	26 発議第1号	おいらせ町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
開 議	午前10時07分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	11番	西館芳信議員
	12番	西館秀雄議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	馬場議長	おはようございます。 今定例会前に、議員の皆様今年度の新採用町職員の紹介をしたい旨、申し入れがありましたので、これを許します。 総務課長。
	総務課長 (倉館広美)	おはようございます。 今年度の新採用職員を紹介いたしますので、入場するまで少しお待ちください。 礼。 それでは、自己紹介をしてください。 (新採用職員3名の自己紹介。マイクがないため聞き取り不能)

		<p>礼。退場してください。</p> <p>ただいま紹介いたしました職員以外に、おいらせ病院の看護師3名が採用されておりますので、氏名を紹介いたします。立花好子、木村公子、五日市純江、以上合計6名が今年度の新採用職員であります。</p> <p>以上で紹介を終わります。</p>
	<p>事務局長 (中野重男君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。着席ください。</p>
<p>会議成立 開議宣告</p>	<p>馬場議長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回おいらせ町議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時07分)</p>
<p>開議宣告</p>	<p>馬場議長</p>	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p>
<p>議事日程報告</p>	<p>馬場議長</p>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
<p>会議録署名議員の指名</p>	<p>馬場議長</p>	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、11番、西館芳信議員及び12番、西館秀雄議員を指名いたします。</p>
<p>会期議題</p>	<p>馬場議長</p>	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p>
<p>委員長報告</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>議会運営委員会、委員長報告をいたします。</p> <p>去る5月10日告示、本日招集されました平成29年第2回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般5月26日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日6月1日から6月6日までの6日間とすることに決定いたしました。</p>

諸般の報告	<p>馬場議長</p>	<p>本日、1日木曜日は議案等の一括上程、2日から4日までは議案熟考のため休会、5日月曜日は一般質問及び議案審議、6日火曜日は議案審議、以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日6月1日から6月6日までの6日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日6月1日から6月6日までの6日間とすることに決しました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりにです。ご了承願います。</p> <p>なお、本定例会の会期中は、町当局の協力を得て広報写真の撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをする事の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p>
<p>常任委員の選任</p>	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>日程第4、常任委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>常任委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、常任委員には、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決しました。</p>

<p>議会運営委員 の選任</p>	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>日程第5、議会運営委員の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議会運営委員には、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。</p> <p>ただいま選任いたしました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。</p> <p>まず、初めに総務文教常任委員会は第2委員会室で、産業民生常任委員会は議員控室で委員会の開催をお願いします。</p> <p>次に、各常任委員会終了後、議会運営委員の方々は第2委員会室で委員会の開催をお願いします。</p> <p>ここで、それぞれの委員会開催のため、暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時13分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時45分)</p> <p>各常任委員会及び議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたのでお知らせいたします。</p> <p>総務文教常任委員会委員長に楢山 忠議員、同副委員長に田中正一議員が、産業民生常任委員会委員長に西館芳信議員、同副委員長に高坂隆雄議員が、また議会運営委員会委員長に松林義光議員、同副委員長に平野敏彦議員がそれぞれ選任されましたので、報告いたします。</p> <p>日程第6、議案の一括上程について。</p> <p>報告第5号から報告第20号まで及び議案第35号から議案第43号まで、並びに発議第1号の、以上26件を一括上程いたします。</p> <p>初めに、町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、演壇をお願いします。</p>
-----------------------	--	---

<p>提案理由の 説明</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第5号、自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により、去る5月9日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、平成29年4月4日午後2時30分ごろ、おいらせ町青葉七丁目において、町職員の運転する公用車が、停車中であつた一般乗用車に接触し、フロントバンパーを破損したものであります。その損害賠償として12万4,756円を支払い、示談が成立しております。</p> <p>次に、報告第6号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、平成29年度税制改正大綱により、地方税法の一部改正などに伴う政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、町税に関する所要の改正を行うため、同日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第7号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税に係る所要の改正を行うため、同日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第8号、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税に関する規定について所要の改正を行うため、去る3月31日付で</p>
---------------------	------------------------	--

	<p>専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第9号、おいらせ町復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、「東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する規定について所要の改正を行うため、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第10号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が行う施設型給付費等の受給資格の確認に関する部分が見直され、本年4月1日から施行されることに伴い、これを引用する本条例について所要の改正を行うため、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第11号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、消費税率引き上げの延期に伴い、低所得者の介護保険料を軽減する期間を延長させるため、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第12号、平成28年度おいらせ町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から1億3,796万1,000円を減額し、予算の総額を119億8,852万8,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、総務費において公共施設整備基金積立金を増額したほか、各事務事業の事業費の精査や確定により、減額したものであります。</p> <p>一方、歳入では、地方交付税等について交付額の確定に伴い増額したほか、歳出の減額に伴い国・県支出金及び基金繰入金の減</p>
--	--

	<p>額を行ったものであります。</p> <p>このほか、第2表、継続費補正につきましては、1件の事業費総額と年割額の変更、第3表、地方債補正につきましては、1件の事業の廃止を行ったものであります。</p> <p>次に、報告第13号、平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から3,015万3,000円を減額し、予算の総額を29億8,797万円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、支出額の確定に伴い保険給付費を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では、交付額の精査により国庫支出金を減額、県支出金を増額したほか、繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、報告第14号、平成28年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から24万8,000円を減額し、予算の総額を2,236万円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、寄附金及びふるさと応援寄附金により基金積立金を増額したほか、貸付金返還による貸付金を減額し、歳入では、寄附金収入及び一般会計繰入金を増額したほか、貸付金収入を増額し、あわせて基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、報告第15号、平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から1,195万円を減額し、予算の総額を11億2,349万5,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業の確定に伴い建設事業費を減額し、歳入では、分担金及び負担金を増額したほか、一般会計繰入金及び町債を減額したものであります。</p> <p>なお、第2表、地方債補正につきましては、建設事業費の確定</p>
--	---

	<p>により、限度額を変更したものであります。</p> <p>次に、報告第16号、平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から608万8,000円を減額し、予算の総額を1億3,040万2,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業の確定に伴い総務管理費、建設事業費を減額し、歳入では、使用料を増額したほか、一般会計繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、報告第17号、平成28年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から5,195万6,000円を減額し、予算の総額を21億7,995万7,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業の精査により保険給付費及び地域支援事業費を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、報告第18号、平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から10万円を減額し、予算の総額を1,675万7,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業の精査により事業費を減額し、歳入では、一般会計繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、報告第19号、平成28年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、継続費を設定しておりました3件の事業につきまして、平成28年度から平成29年度に通次繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものであります。</p>
--	--

	<p>次に、報告第20号、平成28年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、平成28年度から平成29年度に繰り越す3事業について、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。</p> <p>次に、議案第35号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の委員である松林正幸氏が、本年6月8日をもって任期が満了となることから、同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第36号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の委員である堤 克人氏が本年5月31日付をもって辞職することとなったため、同氏の補欠の委員として種市岩男氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>次に、議案第37号、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、向山地区の下田第8分団に配置している消防ポンプ自動車の更新のため、去る5月22日に奥羽特装販売株式会社ほか6社により指名競争入札を執行したところ、2,300万4,000円で株式会社八戸鉄工所が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。</p> <p>次に、議案第38号、学校給食センター外構工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、学校給食センター外構工事施工のため、去る5月22日に株式会社柏崎組ほか13社により指名競争入札を執行したところ、8,262万円で株式会社柏崎組が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。</p>
--	---

	<p>次に、議案第39号、町民プール施設建築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町民プール施設建設工事施工のため、去る5月22日に株式会社柏崎組ほか13社により指名競争入札を執行したところ、2億7,540円で株式会社柏崎組が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第40号、町民プール施設機械設備工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、町民プール施設機械設備工事施工のため、去る5月22日に有限会社松本水道ほか6社により指名競争入札を執行したところ、6,571万8,000円で有限会社田中水道工業所が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第41号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に2,247万6,000円を追加し、予算の総額を、103億5,427万6,000円とするものであります。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。総務費では分庁舎トイレ改修工事費、消防費では防火水槽撤去工事費、教育費では阿光坊古墳館案内看板設置工事費を、それぞれ追加するものであります。</p> <p>一方、歳入の主な内容であります。県支出金では補助金内示に伴い県市町村元気事業費補助金の追加、寄附金では一般寄附金及び下田公園記念樹の森整備指定寄附金を追加したほか、繰入金では、歳入歳出財源調整のため財政調整基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>このほか、第2表、債務負担行為補正につきましては、1件の事業を追加するものであります。</p> <p>次に、議案第42号、平成29年度おいらせ町介護保険特別会</p>
--	--

<p>提案理由の説明</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美)</p> <p>馬場議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p>	<p>計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に58万円を追加し、予算の総額を2億916万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、介護保険システム改修のため、総務管理費の増額及び保険給付費と地域支援事業費の組み替えを行い、歳入では、繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第43号、平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に37万8,000円を追加し、予算の総額を1億7,020万3,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、厚生労働省システム誤りによる保険料減額更正のため、還付金を増額し、歳入では、保険料還付金を増額するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職を初め担当課長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>総務課長。</p> <p>ただいまの提案理由で1カ所訂正がございます。</p> <p>13ページ上から2行目で、町民プール施設建設工事と申し上げましたが、正しくは建築工事でございます。</p> <p>以上であります。</p> <p>次に、発議第1号について、吉村敏文議員から提案理由の説明を求めます。</p> <p>吉村議員、演壇にてお願いします。</p> <p>発議第1号、おいらせ町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、地方自治法第112条及びおいらせ町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。</p> <p>それでは、その提案理由を申し上げます。</p> <p>おいらせ町長及びおいらせ町議会議員選挙における選挙公報</p>
----------------	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>については、公職選挙法第172条の2の規定により、その発行は任意制とされているところであります。</p> <p>当町において、当該選挙の投票率は減少傾向にあります。それを食いとめるには、有権者に当該選挙についての興味を持ってもらうことが必要であり、そのためにも、各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図ることが重要であるとの考えから、本条例について提案するものであります。</p> <p>提出者として、おいらせ町議会議員、吉村敏文。賛成者、おいらせ町議会議員、佐々木光雄。</p> <p>それでは、何とぞ原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。</p> <p>以上で、提案理由の説明が終わりました。</p> <p>日程第7、行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。</p> <p>初めに、地方自治法第243条の3第2項の規定により、おいらせ町土地開発公社の経営状況を説明する書類が議会に提出されました。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、おいらせ町土地開発公社の経営状況を説明する書類についてご説明申し上げます。</p> <p>別冊でお配りの資料をご用意ください。</p> <p>本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項により、議会に対して経営状況を説明する書類の提出が義務づけられておりますので、平成28年度決算書及びこれに関する附属資料、並びに平成29年度の事業計画書を提出させていただくものであります。</p> <p>初めに、資料1をご用意ください。こちらは、平成28年度おいらせ町土地開発公社歳入歳出決算書の資料となります。</p> <p>2ページをごらんください。</p> <p>2、決算報告書の(1)総括事項の1行目に記載しておりますとおり、公共用地、公用地等の取得及び管理処分等はありません</p>
--------------	---	--

	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>でした。</p> <p>3ページを飛ばしまして4ページをごらんください。</p> <p>4、貸借対照表に記載しておりますとおり、資産として普通預金15万3,550円、定期預金500万円を保有しております。負債はございません。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>5、損益計算書に記載しておりますとおり、事業を行っておりませんので、一般管理費の損失2万3,560円と、受取利息の収益1,255円のみであり、当期純損失は2万2,305円となります。</p> <p>次に、資料2をご用意ください。歳入歳出決算書の附属資料となります。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>(6)歳入歳出明細書であります。歳入の内訳として、預金利息が1,255円、前年度繰越金が17万5,855円。6ページに移りまして、歳出の内訳では、旅費1,560円、役務費2,000円、公課費2万円。7ページに移りまして、繰越金15万3,550円となっております。</p> <p>次に、資料3をご用意願います。平成29年度おいらせ町土地開発公社事業計画書になります。</p> <p>1ページをごらんください。</p> <p>平成29年度おいらせ町土地開発公社事業計画のとおり、平成29年度におきましても、公共用地等取得事業は計画してございません。</p> <p>次に、2ページから4ページの歳入歳出予算であります。歳入歳出それぞれ合計額16万2,000円とし、主なものとして歳入では受取利息と繰越金、歳出では一般管理費と繰越金となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>次に、国民健康保険税の軽減判定所得誤りについて、当局の説</p>
--	--------------------------------------	---

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>これから説明いたします2件の行政報告は、事務処理ミスの発生について、この場をお借りして議員各位にご報告するものであります。</p> <p>各課には、常日ごろから正確かつ速やかな事務処理を行うよう、機会あるたびに指示しているところではありますが、このたび、残念ながら数名の対象者に対し、ご迷惑をかけてしまう内容の事務処理ミスの発生に至りました。</p> <p>このような事態に至ったことを厳粛に受けとめ、適正な事務処理の確保について万全を期すよう、改めて各課に指示しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p> <p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>それでは、国民健康保険税の軽減判定所得誤りについてご報告いたします。</p> <p>平成28年12月27日、厚生労働省は、後期高齢者医療保険料の軽減判定において、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの設定に誤りがあり、全国的に一部の被保険者について保険料の賦課誤り、保険料の過大・過小徴収が発生していることを公表いたしました。</p> <p>このため、同じ基準で軽減判定を行う当町の国民健康保険税の算定について確認を行ったところ、当町においても同様の誤りがあったことがわかり、その結果、一部の被保険者について保険税の賦課誤りがあり、過大または過小に徴収していたことが判明いたしました。</p> <p>ご迷惑をおかけした皆様にはおわびするとともに、町民の皆様のご信頼を損ねたことにつきまして心からおわび申し上げ、今後はこのようなことがないよう再発防止に努めてまいります。</p> <p>軽減判定所得の計算に当たり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来は国民健康保険税の軽減判定用の繰越損失額を用いるべきでありましたが、確定申告の繰越損失額を用いて計</p>

		<p>算したことが原因であります。</p> <p>今後の対応といたしまして、還付対象者の被保険者に対しましては、6月上旬に文書にて謝罪をするとともに、速やかに還付手続を進めてまいります。また、追加徴収の対象となる被保険者に対しましても、個別に訪問し謝罪するとともに、詳細を説明し、追加徴収の手続を進めてまいります。</p> <p>重ね重ね、今後はこのような自体が起こらないようチェック体制の強化、法令等の的確な把握を行い、適正な事務処理に努めてまいります。ご迷惑をおかけした皆様にはおわびするとともに、町民の皆様のご信頼を損ねたことに対しまして、心からおわび申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。</p>
質疑	1 番 (澤上 勝君)	<p>今経過について説明がありましたけれども、その中で確認をいたします。</p> <p>処理システムの設定に誤りがあったということですから、処理システムの設定は誰がどこでどのようにしているのか、1 つ。</p> <p>それから、還付するに当たって文書だけで処理するというものはいかがなものでしょうか。個別訪問をし、謝罪をして還付するべきかと思えますけれども。その2点。</p>
答弁	馬場議長 税務課長 (赤坂千敏君)	<p>税務課長。</p> <p>まず、処理システムの設定はというご質問ですが、こちらはベンダーである東芝さんのほうにお願いをしていますけれども、実際にはこのシステム自体の軽減判定の詳細な把握を我がほうで確認できなかったということが原因であります。</p> <p>次の還付すべきときも個別訪問が必要ではないかというふうなご指摘ですが、そのとおり今後個別訪問して、詳細を説明しな</p>

		<p>がら還付手続を進めてまいりたいと思います。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>再度確認をしますけれども、うちのほうの担当職員の誤りという確認でよろしいですか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>本来であれば、制度自体をしっかりと把握して反映させるべきだったのですが、やはりベンダーもそうなんですけれども、こちらのほうの指示もなかったということで、やはり人的ミスだと承知しております。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>済みません、再度。何だか理解に苦しむ答弁をしているし、誤ったら誤ったでいいと思うんですけども、機械が悪いとかその指導が悪かったとかという、もっと簡単明瞭に教えてください。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>軽減判定については、実際のところを確認したところ、青色事業専従者の給料を、申告では経費として見るんですが、国保の軽減判定については、その専従者給与は見ないということで、その辺の理解ができていなかったということで、その辺をベンダーも我がほうも理解せずに、そのまま申告システムを反映させたということであります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 1 番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>1 1 番、西館芳信議員。</p> <p>澤上議員と同じ内容なんですけれども、最初に課長は国の方針があって、そして国の方針のほうが何かうまくなくてこうなったというふうな解釈、私はしたんですけども、だから、そうしたら別</p>

		<p>に責任感じなくてもいいのではないかなというふうな感じで私は聞いていたんだけど、もし国のほうのそういうあれがあるのであれば、今後他の自治体でも同じことがどんどん出てくるというのであれば、我がほうには何の責任もないということになるだろうし、いや、ほかのほうは何もないよということであれば、やっぱりうちのほうに落ち度があったのかなというふうに考えるのが普通かなというふうに思うんだけど、そこはどうなのかな。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長 税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>事の発端は、後期高齢者医療保険についての軽減判定誤りというふうなことで、それが昨年12月に発表になったということですが、県内の状況では、この国民健康保険税の軽減判定誤りは、県内では40市町村中9市町村が正しくやっていたと。そのほかは、ないところもありますけれども、当町と同じような判定誤りというふうなのもありますので、後期高齢者医療保険制度がホソクしていない、ずっとその判定誤りであったということで、ただそれを当町の国保税の判定にもそれを採用してきたという誤りもありますので、そういうふうに認識しております。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 11番 (西館芳信君) 馬場議長 (議員席) 馬場議長</p>	<p>11番。</p> <p>わかりました。あながちうちのほうが100%悪いということでもないわけだから、まず気をつけてこれから頑張ってもらえばいいのではないかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に関する質疑を終わります。</p> <p>次に、町・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付について、当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>

